

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条-1 妊孕性温存療法の対象者

本事業の妊孕性温存療法対象者については、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第7条-1に定める助成の申請時において千葉県内に住所を有し、かつ第3条-1に定める対象となる妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時において年齢が満43歳未満の者。なお、胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる。婚姻関係の確認手法等については、第2条-2（5）に準じることとする（ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第1-5号を用いること）。

- (2) 対象となる原疾患の治療内容については、以下のいずれかとする。

- ア 「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療
- イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
- ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
- エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

- (3) 対象者の選定方法

知事が第4条①により指定する医療機関（以下「妊孕性温存療法指定医療機関」という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。

ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。

なお、(2)の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

(4) 説明及び同意

妊孕性温存療法指定医療機関が、対象者に対し、妊孕性温存療法を受けること及び第1条に定める研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意を得られた者を対象とする。なお、対象者が未成年（18歳未満）の場合は、原則として、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人（※）及び親権者又は未成年後見人等による同意が得られた者を対象とする。

※年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする。

(5) 知事が第4条により指定する医療機関において受けた妊孕性温存療法であること。

第2条-2 温存後生殖補助医療の対象者

本事業の温存後生殖補助医療の対象者については、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 原則として、夫婦のいずれかが、第2条-1を満たし、第3条-1に定める治療を受けた後に、第3条-2に定める対象となる治療を受けた場合であって、第3条-2に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とすることができる）。

(2) 治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満（43歳以上について国実施要綱7（2）、7（6）及び7（7）（国実施要綱8-2及び9に関するものは除く）は対象とするが、国実施要綱8-2及び9は当面对象としない。）である夫婦

(3) 対象者の選定方法

知事が第4条②により指定する医療機関（以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。

(4) 説明及び同意

温存後生殖補助医療指定医療機関が、対象者に対し、温存後生殖補助医療を受けること及び第1条に定める研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者を対象とする。

(5) 婚姻関係の確認がなされた者（その確認手法等について）

① 法律婚の場合 両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。

② 事実婚の場合 a～c の書類の提出を求め、確認することとする。

a 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認）

b 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、c でその理由について記載を求めること。）

c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第3-3号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。

(6) 知事が第4条により指定する医療機関において受けた温存後生殖補助医療であること。

(対象となる妊孕性温存療法に係る治療)

第3条-1 本事業の対象となる妊孕性温存療法に係る治療については、以下のいずれかとする。

- (1) 胚(受精卵)凍結に係る治療
- (2) 未受精卵凍結に係る治療
- (3) 卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)
- (4) 精子凍結に係る治療
- (5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

(対象となる温存後生殖補助医療)

第3条-2 本事業の対象となる温存後生殖補助医療については、以下のいずれかとする。

- (1) 第3条-1(1)で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療
 - (2) 第3条-1(2)で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療
 - (3) 第3条-1(3)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療
 - (4) 第3条-1(4)又は(5)で凍結した精子を用いた生殖補助医療
- ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ② 借り腹(夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)によるもの
- ③ 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)によるもの

(指定医療機関の指定等)

第4条 知事は、助成の対象となる①妊孕性温存療法実施医療機関又は②温存後生殖補助医療実施医療機関を指定医療機関として指定するものとする。

- ① 本事業の妊孕性温存療法実施医療機関(検体保存機関)として、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認(仮承認を含む)した医療機関のうち、第5条に定める事項を実施できる医療機関。
- ② 本事業の温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会が承認(仮承認を含む)した医療機関のうち、第5条に定める事項を実施できる医療機関。

2 指定を受けようとする医療機関は、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書(様式第2号)に必要事項を記載して知事に提出しなければならない。また、指定医療機関の指定を受けようとする医療機関は日本産科婦人科

学会又は日本泌尿器科学会から本承認の結果（通知文書等の写し）を県へ提出する。

- 3 知事は前項の申請書を受理した場合は、速やかに審査し、必要に応じて現地調査を行い、指定するときは、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関指定書（様式第 6 号）を交付し、指定しないときにはその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、他の都道府県知事が指定した医療機関を指定医療機関とみなす。
- 5 知事は、指定医療機関から指定の辞退の申出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。取消しにあたっては、他の妊孕性温存療法指定医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示することや、十分な周知を行う等の対応を行うこととする。
- 6 指定医療機関がその名称、住所地等を変更する場合は千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関変更等届（様式第 7 号）により知事に届け出なければならない。妊孕性温存療法を休止、再開又は廃止する場合においても、同様とする。

（県指定医療機関の指定要件）

第 5 条 指定医療機関は、次の各号に掲げる内容を実施することとする。

- （1）対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行う。
- （2）臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、定期的（年 1 回以上）に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力する。

また、指定医療機関は対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報の入力可能な専用スマートフォンアプリの取得及び使用を促す。

- （3）対象者に対して、以下のとおり同意を得ること。

ア 妊孕性温存療法又は生殖後補助医療を受けること及び第 1 条に定める研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、本事業に参加することの同意を得ること。

イ 対象者が未成年の場合は、原則として、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人（※）及び親権者又は未成年後見人等による同意を得ること（第 2 条－1 の対象者に限る）。
※年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする（第 2 条－1 の対象者に限る）。

ウ イの同意取得時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること（第 2 条－1 の対象者に限る）。

- （4）千葉県がん・生殖医療ネットワークへの参画、医療連携や情報連携の推進、患者支援体制の整備、円滑な治療体制の構築に努めること。

(助成の内容)

第6条ー1 妊孕性温存療法

本事業の助成対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とし、助成の内容は次の各号のとおりとする。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

- (1) 治療ごとの1回あたりの助成上限額については、別表1のとおりとする。
- (2) 助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。
- (3) 他の都道府県が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」による助成についても、通算回数に含めるものとする。
- (4) 本事業の対象となる費用について、その他の制度による助成を受けている場合は対象外とする。
- (5) 体調不良などにより医師の判断に基づき妊孕性温存療法を中止した場合も助成の対象とする。

第6条ー2 温存後生殖補助医療

本事業の助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。

- (1) 治療毎の1回あたりの助成上限額については、別表2のとおりとする。(詳細については別紙1を参照)
- (2) 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。
- (3) 他の都道府県が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法促進事業」による助成についても、通算回数に含めるものとする。
- (4) 本事業の対象となる費用について、他の制度による助成を受けている場合は、対象外とする。また、夫、妻の両者が第2条ー1を満たし、ともに第3条ー1に定める治療を受けた後に、第3条ー2に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第3条ー2の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

(助成の申請)

第7条ー1 妊孕性温存療法

助成の申請は、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書（妊孕性温存療法分）（様式第 1－1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して行う。

- （1）千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）（様式第 1－2 号）
 - （2）千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第 1－3－1 号）
 - （3）化学療法及び放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（様式第 1－3－2 号）
 - （4）住所地を証明する住民票（原本）（個人番号の記載のないもので、発行から 3 ヶ月以内のもの）
 - （5）当該申請に係る温存治療に要する額が確認できる医療機関が発行した領収書等
 - （6）その他、知事が必要と認める書類
 - （7）胚（受精卵）凍結に係る治療を申請する場合は、夫婦（事実婚含む）であることが確認できる書類、なお、婚姻関係の確認手法等については、第 2 条－2（5）に準じることとする（ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第 1－5 号を用いること）。
- 2 前項の申請は、支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、対象となる妊孕性温存療法に係る治療を実施後、期間を置かずに原疾患の治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、当該年度内に申請することが困難であった場合には、翌年度に行うことができる。

第 7 条－2 温存後生殖補助医療

助成の申請は、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書（温存後生殖補助医療分）（様式第 3－1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して行う。

- （1）千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（温存後生殖補助医療実施医療機関）（様式第 3－2 号）
 - （2）千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）（様式第 1－3－1 号）
 - （3）化学療法及び放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（様式第 1－3－2 号）
 - （4）夫婦であることを証明できる書類 法律婚の場合は夫婦二人の戸籍謄本の写し 事実婚の場合は二人の戸籍謄本の写し及び住民票（個人番号の記載のないもので、発行から 3 ヶ月以内のもの）、事実婚関係に関する申立書（様式第 3－3 号）
 - （5）住所地を証明する夫婦二人の住民票（原本）（個人番号の記載のないもので、発行から 3 ヶ月以内のもの）
 - （6）当該申請に係る治療に要する額が確認できる医療機関が発行した領収書等
 - （7）その他、知事が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該年度内に申請することが困難であった場合には、翌年度に行うことができる。

（助成の決定）

第 8 条 知事は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、適正と認めるとき、

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業助成承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により助成することと決定したものに対しては、助成金を支払うものとする。

3 第1項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業助成不承認決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 知事は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を受けたものがある場合は、その者に対し、既に受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第10条 知事は、助成の状況を明確にするため、本事業に係る台帳を整備し、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行う。

（個人情報の取扱い）

第11条 本事業の実施に当たっては、本事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いについては、十分配慮する。また、本事業により知り得た個人情報は、本事業の目的以外に使用してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年10月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

なお、要綱の施行前に、改正前の要綱の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行し、令和8年10月1日から適用する。

なお、要綱の施行前に、改正前の要綱の規定により調製した様式は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 1

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

別表 2

対象となる治療	一回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
未受精卵凍結に係る治療で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円※1
卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円※1～4
精子凍結に係る治療又は精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

別紙1 温存後生殖補助医療毎の助成上限額の詳細

第3条-1 (1) で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植		妊娠の確認
				胚移植	黄体期補充療法	
C (以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施)	10万円					

第3条-1(2)で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

[illegible]

第3条-1(3)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			採精（夫）	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A（新鮮胚移植を実施）	30万円												
B（凍結胚移植を実施）	30万円												
C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）	10万円												
D（人工授精を実施）	1万円												
E（体調不良等により移植のめどが立たず治療終了）	30万円												
F（受精できず、または、受精したが胚が発育せず）	30万円												
G（採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止）	10万円												
H（卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止）	対象外												
I（排卵準備中、体調不良等により治療中止）	対象外												

第3条-1 (4) 及び (5) で凍結した精子を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	採卵まで			(精子解冻)	受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			妊娠の確認
		薬品投与(点鼻薬)	薬品投与(注射)	採卵			胚移植	黄体期補充療法		薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
A(新鮮胚移植を実施)	30万円												
B(凍結胚移植を実施)	30万円												
C(以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施)	10万円												
D(人工授精を実施)	1万円												
E(体調不良等により移植のめどが立たず治療終了)	30万円												
F(受精できず、または、受精したが胚が発育せず)	30万円												
G(採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止)	10万円												
H(卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止)	対象外												
I(排卵準備中、体調不良等により治療中止)	対象外												

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書
(妊孕性温存療法分)

千葉県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな				妊孕性温存療法を受けた者との関係		
	氏名						
	生年月日・性別	年 月 日生 男 ・ 女					
	住所	〒 -					
	電話番号			患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。登録出来ない 場合、理由を下欄に記載			
	患者アプリ番号を 登録出来ない理由						
妊孕性温 存療法を 受けた者 (申請者 と同じで あれば記 入不要)	ふりがな						
	氏名						
	生年月日・性別	年 月 日生 () 歳 男 ・ 女					
	住所	〒 -					
	電話番号	- -					
妊孕性温存療法研究促進事業(妊孕性温存療法分) の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)				1 1 回目の申請 2 2 回目の申請 (1 回目の申請は千葉県) 3 2 回目の申請 (1 回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }			
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事 業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか				はい ・ いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません			
添付書類 (添付した ものに☑)	全員必須	☐ 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書 (妊孕性温存療法実施医療機関)(様式第1-2号) ☐ 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書 (原疾患治療実施医療機関)及び化学療法及び放射線治療による性腺毒性の リスク分類表(様式第1-3-1号及び様式第1-3-2号(※)) ※ 様式第1-3-2号は実施要綱第2条の1(2)アに該当する場合のみ提出が必要 ☐ 住民票(原本)…発行から3か月以内。個人番号の記載不要。 ☐ 領収書(原本)…領収金額内訳証明書にあるもの全て。※原則、明細書も添付 ☐ 通帳等の写し…振込先の金融機関名・支店名・口座番号等が確認できるもの。					
	胚(受精 卵)凍結 の場合	☐ 夫婦であることを証明できる書類 ・ 法律婚の場合 □ 戸籍謄本 ・ 事実婚の場合 □ 両人の戸籍謄本 □ 両人の住民票 □ 事実婚関係に関する申立書(様式1-5号)					
	院外処方、 他医療機関 で支払いが ある場合	☐ 費用と治療内容が分かる領収書の原本及び治療明細書 または、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る領収 金額内訳証明書(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)(様式1-4号) ※様式第1-2号の領収金額が助成上限額に達していない場合のみ					
振込先 (申請者名義)	フリガナ			金融機関名		支店名	支店
	口座名義						
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号				
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることができません) ・ 本事業の趣旨を理解し、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業」実施のために 日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・ 生殖医療学会が妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報 を提供すること。 ・ 本事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供をすること。 年 月 日 申請者氏名 (自署) 妊孕性温存療法を受けた者(自署) (申請者と同じである場合等記載不要)							
助成決定金額 ※千葉県使用欄							
						円	

◎注意事項

- 1 妊孕性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には原則、親権者又は未成年後見人等の氏名を記載してください。また、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関施設における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、妊孕性温存療法を受けた者の自署は不要です。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成決定金額は、千葉県から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適応外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 5 助成額は、妊孕性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は2万5千円、精子（精巣内精子採取）は35万円、胚（受精卵）は35万円、未受精卵子は20万円、卵巢組織は40万円が上限となります。
- 6 助成回数は、合計2回までです。
- 7 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 助成対象の治療の一部を、指定医療機関とは異なる機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1－4号の発行を依頼してください。
- 9 医療機関によっては、様式第1－2号、様式第1－3－1号及び様式第1－3－2号、様式第1－4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 10 妊孕性温存療法に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会から、助成申請の内容と結果について県が照会されることがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

郵送先

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁 疾病対策課 がん対策班
妊孕性温存助成担当

問合せ先

千葉県健康福祉部 疾病対策課 がん対策班
電話：043（223）2402・2686

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書
(妊孕性温存療法実施医療機関)

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に
対し、妊孕性温存療法(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年	月	日
医療機関の所在地		
医療機関の名称		
診療科		
妊孕性温存療法主治医氏名(自署)		

妊孕性 温存療 法を受 けた者	ふりがな			生年月日	年 月 日生
	氏名			性別	男 ・ 女
	患者アプリ 番号		患者アプリ登録が無い場 合、その理由		
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事 業における千葉県が指定した指定医療機関ですか				はい ・ いいえ いいうの場合：都道府県名 ()	
原疾患実施医療施設 原疾患主治医が所属する医療機関名と当該医師名				医療機関の名称 () 原疾患主治医の氏名 ()	
妊孕性温存療法研究促進事業 (妊孕性温存療法分) の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)				1 1 回目の申請 2 2 回目の申請 (1 回目の申請は千葉県) 3 2 回目の申請 (1 回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }	
治療方法	I	男性へ妊孕性温存療法を実施した場合は、こちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。)			
		1 精子凍結保存	妊孕性温存療法開始日 (年 月 日) 凍結保存日 (年 月 日) 妊孕性温存療法終了日 (年 月 日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)		
		2 精子凍結保存 (精巣内精子採取)	備考 ()		
	II	女性へ妊孕性温存療法を実施した場合はこちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。)			
		1 胚 (受精卵) 凍結保存	妊孕性温存療法開始日 (年 月 日) 凍結保存日 (年 月 日) 妊孕性温存療法終了日 (年 月 日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)		
2 未受精卵子凍結保存					
3 卵巣組織凍結保存		備考 ()			
III	他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。 (※2) 他医療機関への依頼 あり ・ なし 院外処方 あり ・ なし 医療機関名 () 依頼内容 ()				
領収金額合計		円 (内訳は裏面のとおりに)			
備考 (※3)					

※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚 (受精卵) を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

※3 妊孕性温存療法が正常に行えなかった等の治療内容に係る留意事項は備考欄に記載してください。

領収金額 内訳証明書

項 目	費 用
精子、卵子、卵巣組織の採取に要した費用（検査や排卵誘発剤代などを含む）	円
胚（受精卵）を凍結保存する場合の受精に要した費用（受精料、培養料など）	円
凍結保存に要した費用（凍結処置料、初回の凍結保存料など） ※更新料は含まない	円
意思決定支援（カウンセリング）に要した費用	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
合 計	円

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ・ 助成対象となる費用のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊孕性温存療法に要する費用のうち、精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- ・ 助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書
(原疾患治療実施医療機関)

事業対象となる生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療を次のとおり実施した（実施予定である）ことを証明します。

年 月 日

医療機関の所在地

医療機関の名称

診療科

原疾患治療主治医氏名 (自署)

妊孕性温 存療法を 受けた又 は受ける 予定の者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日 ・性別等	年	月	日生 男 ・ 女
治療方法	原疾患について			
	原疾患名（※） 〔 〕		左記の診断日 年 月 日 診断医療機関名 （ ）	
	原疾患に対する治療のうち、事業の対象となる治療			
	該当するものに○を付けてください。			
	〔 〕 ①「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療 （①の場合は以下も確認すること） □具体的な治療内容について、様式第1－3－2号にチェックを付け、添付済み 〔 〕 ②長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等 〔 〕 ③造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EB ウイルス感染症等 〔 〕 ④アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等			
事業の対象となる原疾患治療を開始した日又は開始予定日		年 月 日		
実施医療機関名		（ ）		
妊孕性温存療法実施医療機関名 ※正式な指定医療機関名を記載ください		（ ）		
妊孕性温存療法研究促進事業 （妊孕性温存療法分）の申請回数 ・1回分の申請の場合：いずれかの番号に ○を付けてください。 ・2回分まとめて申請する場合：1と2に○を 付けてください。		1 1回目の申請 2 2回目の申請 （1回目の申請は千葉県） 3 2回目の申請 （1回目の申請は他の都道府県） →都道府県名 { } 4 上記いずれにも該当せず、原疾患治療の証明のみ		

※ 原疾患名の欄には、がん等の診断名（例：悪性リンパ腫、再生不良性貧血など）を記載してください。

様式 1－3－2 号

化学療法及び放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（女性）

女性 〔治療による早発卵巣不全（POI）リスク〕		POI リスク 「低」	POI リスク 「中」	POI リスク 「高」
化学療法	Cyclophosphamide equivalent dose (CED)	☐ <4,000 mg/m ²	☐ 4,000～8,000 mg/m ²	☐ >8,000 mg/m ²
		思春期前（月経未発来）の場合には以下の範囲となる。初経後しばらくは明確な線引きが困難		
	薬剤別	☐ <8,000 mg/m ²	☐ 8,000～12,000 mg/m ²	☐ >12,000 mg/m ²
		CEDの項で該当か所にチェックすること。		
		アルキル化薬	☐ CDDP<600 mg/m ² ☐ CBDCA	☐ CDDP>600 mg/m ²
		白金製剤		
		代謝拮抗薬	☐ Ara-C ☐ MTX ☐ GEM ☐ 6-MP	
		ビンカルカロイド	☐ VCR	
		モノクローナル抗体	☐ Bmab	
	レジメン別	AC/EC±タキサン	☐ AC×4サイクル （40歳未満）	☐ AC×4サイクル （40歳以上）
			☐ AC/EC×4サイクル +タキサン （35歳未満）	☐ AC/EC×4サイクル +タキサン （35歳以上）
			☐ (F)EC×4サイクル + dose dense タキサン	
		CMF, CEF, CAF, TAC	☐ CMF ☐ CEF ☐ CAF ☐ TAC 6サイクル （30歳未満）	☐ CMF ☐ CEF ☐ CAF ☐ TAC 6サイクル （40歳以上）
		FOLFOX	☐ FOLFOX（40歳未満）	☐ FOLFOX（40歳以上）
		Escalated BEACOPP	☐ Escalated BEACOPP 2サイクル	☐ Escalated BEACOPP 6-8サイクル （30歳未満）
		CHOP	☐ CHOP 6サイクル （35歳未満）	☐ CHOP 6サイクル （35歳以上）
		Dose-adjusted EPOCH	☐ Dose-adjusted EPOCH 6サイクル （35歳未満）	☐ Dose-adjusted EPOCH 6サイクル （35歳以上）
		その他	☐ ABVD ☐ CVP ☐ BEP ☐ EP （30歳未満）	
	疾患別治療		☐ 急性骨髄性白血病治療 ☐ 急性リンパ性白血病治療	☐ 骨肉腫治療 ☐ ユーイング肉腫治療
化学療法＋放射線治療				☐ TMZ＋頭蓋照射 ☐ BCNU＋頭蓋照射 ☐ アルキル化薬＋骨盤照射
造血幹細胞移植				☐ CPA, BU, L-PAMを含むレジメン ☐ 全身照射を含むレジメン
放射線治療		☐ 放射性ヨウ素（I-131）		☐ 頭蓋照射 >40 Gy
			☐ 腹部／骨盤（思春期前） 10-＜15 Gy	☐ 腹部／骨盤（思春期前） ≥15 Gy
			☐ 腹部／骨盤（思春期以降） 5-＜10 Gy	☐ 腹部／骨盤（思春期以降） ≥10 Gy
				☐ 腹部／骨盤（成人女性） > 6 Gy

（日本癌治療学会編 小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2024年12月改訂 第2版より一部改変）

様式 1－3－2号

化学療法及び放射線治療による性腺毒性のリスク分類表（男性）

男性 (治療関連による無精子症になるリスク)		低リスク	中リスク	高リスク	
化学療法	Cyclophosphamide equivalent dose (CED)	☐ <4,000 mg/m ²	—	☐ ≥4,000 mg/m ²	
		<4,000 mg/m ² : 約90%は精液所見正常	—	≥4,000 mg/m ² : 精子運動性低下 ≥8,000 mg/m ² : 無精子症が遷延・永続	
	薬剤別	アルキル化薬	CEDの項で該当か所にチェックすること。		
		白金製剤		☐ CDDP<600 mg/m ² ☐ CBDCA ☐ L-OHP	☐ CDDP>600 mg/m ²
		アントラサイクリン		☐ DXR ☐ IDR ☐ DNR ☐ MIT	
		代謝拮抗薬	☐ 6-MP ☐ MTX ☐ Flu	☐ Ara-C ☐ GEM	
		ビンカアルカロイド	☐ VCR ☐ VBL		
		その他	☐ ETP ☐ BLM ☐ Act-D ☐ MMC		
	レジメン別	☐ ABVD ☐ CHOP ☐ COP	☐ BEP 2～4サイクル	☐ BEACOPP : >6サイクル ☐ 骨肉腫治療 ☐ ユーイング肉腫治療	
	化学療法＋放射線治療			☐ アルキル化薬＋骨盤照射 ☐ アルキル化薬＋精巣照射 ☐ TMZ＋頭蓋照射 ☐ BCNU＋頭蓋照射	
造血幹細胞移植			☐ BU+CPA ☐ Flu+L-PAM ☐ アルキル化薬＋全身照射		
放射線治療		☐ 放射性ヨウ素（I-131）			
	全身照射			☐ 実施あり	
	頭蓋照射			☐ ≥40 Gy	
	骨盤照射			☐ 実施あり	
	精巣照射	☐ <0.7 Gy	☐ 1～6 Gy	☐ 成人男性 >2.5 Gy ☐ 小児 ≥6 Gy	

（日本癌治療学会編 小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2024年12月改訂 第2版より一部改変）

(参考) 略語表

略語	用語の説明
6-MP	6-mercaptopurine (6-メルカプトプリン)
ABVD	ドキソルビシン, プレオマイシン, ビンブラスチン, ダカルバジン
AC	ドキソルビシン, シクロホスファミド
Act-D	actinomycin D (アクチノマイシンD)
Ara-C	cytosine arabinoside (シタラビン)
BCNU	bis-chloroethylnitrosourea (カルムスチン)
BEACOPP	プレオマイシン, エトポシド, ドキシソルビシン, シクロホスファミド, ピンクリスチン, プロカルバジン, プレドニゾロン
BEP	プレオマイシン, エトポシド, シスプラチン
BLM	bleomycin (プレオマイシン)
Bmab	bevacizumab (ベバシズマブ)
BU	busulfan (ブスルファン)
CAF	シクロホスファミド, ドキシソルビシン, フルオロウラシル
CBDCA	carboplatin (カルボプラチン)
CDDP	cisplatin (シスプラチン)
CED	cyclophosphamide equivalent dose (シクロホスファミド相当量) ※
CEF	シクロホスファミド, エビルビシン, フルオロウラシル
CHOP	シクロホスファミド, ドキシソルビシン, ピンクリスチン, プレドニゾロン
CMF	シクロホスファミド, メトトレキサート, フルオロウラシル
COP	シクロホスファミド, ピンクリスチン, プレドニゾロン
CPA	cyclophosphamide (シクロホスファミド)
CVP	シクロホスファミド, ピンクリスチン, プレドニゾロン
DNR	daunorubicin (ダウノルビシン)
DXR	doxorubicin (ドキソルビシン)
EC	エビルビシン, シクロホスファミド
EP	エトポシド, シスプラチン
EPOCH	エトポシド, プレドニゾロン, ピンクリスチン, シクロホスファミド, ドキシソルビシン
ETP	etoposide (エトポシド)
Flu	fludarabine (フルダラ)
FOLFOX	レボホリナート, フルオロウラシル, オキサリプラチン
GEM	gemcitabine (ゲムシタビン)
IDR	idarubicin (イダルビシン)
L-OHP	oxaliplatin (オキサリプラチン)
L-PAM	melfhalan (メルファラン)
MIT	mitoxantrone (ミトキサントロン)
MMC	mitomycin C (マイトマイシンC)
MTX	methotrexate (メトトレキサート)
TAC	ドセタキセル, ドキシソルビシン, シクロホスファミド
TMZ	temozolomide (テモゾロミド)
VBL	vinblastine (ビンブラスチン)
VCR	vincristine (ピンクリスチン)
急性骨髄性白血病治療	アントラサイクリン, シタラビン
急性リンパ性白血病治療	多剤併用
骨肉腫治療	ドキソルビシン, シスプラチン, メトトレキサート, イホスファミド
ユーイング肉腫治療	ピンクリスチン, ドキシソルビシン, アクチノマイシンD, シクロホスファミド, イホスファミド, エトポシド
※CEDとは、シクロホスファミド以外のアルキル化剤について、「この薬剤をシクロホスファミドに置き換えた場合、どの程度の量を投与したことになるか」を示すものであり、以下の式で算出される。 $\text{CED (mg/m}^2\text{)} = 1.0 (\text{cumulative cyclophosphamide dose (mg/m}^2\text{)}) + 0.244 (\text{cumulative ifosfamide dose (mg/m}^2\text{)}) + 0.857 (\text{cumulative procarbazine dose (mg/m}^2\text{)}) + 14.286 (\text{cumulative chlorambucil dose (mg/m}^2\text{)}) + 15.0 (\text{cumulative BCNU dose (mg/m}^2\text{)}) + 16.0 (\text{cumulative CCNU dose (mg/m}^2\text{)}) + 40 (\text{cumulative melfhalan dose (mg/m}^2\text{)}) + 50 (\text{cumulative Thio-TEPA dose (mg/m}^2\text{)}) + 100 (\text{cumulative nitrogen mustard dose (mg/m}^2\text{)}) + 8.823 (\text{cumulative busulfan dose (mg/m}^2\text{)})$	

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書
(妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関)

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊孕性温存療法実施医療機関の指導に基づく妊孕性温存療法（※１）の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年 月 日

連携機関の所在地

連携機関の名称

診療科（※２）

担当医師 氏名（自署）

妊孕性 温存療法 を受けた者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日 ・性別等	年 月 日生	男 ・ 女
妊孕性温存療法を受ける患者の紹介を受けた妊孕性温存療法指定医療機関名と当該医師名		医療機関の名称（ ） 妊孕性温存療法主治医の氏名（ ）	
領収金額合計 ※３		円（内訳は以下のとおり）	
領収金額内訳	項目	費 用	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
備考			

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

※１ 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巢組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※２ 薬局の場合は記載不要

※３ 助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

様式 1－5 号

事実婚関係に関する申立書

____年 ____月 ____日

下記二名については、事実婚関係にあります。

本事業の妊孕性温存療法により凍結保存した胚は、事実婚または婚姻関係が継続している間に限り保存することに同意し、これらの関係が解消された場合、速やかに凍結保存を行った指定医療機関にその旨を申し出ます。

①

住所 _____

氏名 _____

②

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

千葉県知事 殿

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関
指定申請書

千葉県知事 様

開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

開設者の氏名（法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名）

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業における指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、「千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」の定める事項に従います。

記

申請対象 (該当するものにチェック)		☐ 妊孕性温存療法実施医療機関 ☐ 温存後生殖補助医療実施医療機関					
医療機関	名称	電話 ()					
	所在地						
	医療機関コード						
開設年月日		年 月 日					
開設者	住所 (※1)						
	氏名 (※2)						
1. 学会による認定等 ☐ 妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本産科婦人科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。 ☐ 妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本泌尿器科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。 ☐ 温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。 2. 実施事項 ☐ 指定医療機関に求められる「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」の第5条に定める事項を実施できる。							

※1）開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地
※2）開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名

次のとおり申請します。

[illegible]

◎注意事項

- 1 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 2 助成決定金額は、千葉県から文書で通知します。
- 3 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。
ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- 4 助成額は、3に記載の費用であり、凍結胚（受精卵）を用いた場合は10万円、凍結未受精卵子を用いた場合は25万円、凍結した卵巢組織再移植後の場合は30万円、凍結精子を用いた場合は30万円が上限となります。
ただし、以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合及び採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円、人工授精を行う場合は1万円が上限となります。
また、卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外となります。
- 5 本事業の対象となる費用について、他の制度に基づく助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
また、自身と配偶者（事実婚を含む）両方が事業参加要件を満たす場合でも同じ費用についてそれぞれが別に助成を受けることは認められません。
- 6 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第3－4号の発行を依頼してください。
- 7 医療機関によっては、様式第3－2号、様式第1－3－1号及び様式第1－3－2号、様式第3－4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 8 温存後生殖補助医療に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会から、助成申請の内容と結果について県が照会されることがあります。
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。
- 9 本県において、様式第1－1号の添付書類として様式第1－3－1号及び様式第1－3－2号を5年以内に提出している場合は、再度の提出は不要です。なお、原疾患治療実施医療機関による記載が困難な場合は、原疾患名、具体的な治療内容（使用した薬剤等）、治療時期、原疾患治療実施医療機関名が分かる資料を添付してください。

郵送先

〒260－8667
千葉県千葉市中央区市場町1－1
千葉県庁 疾病対策課 がん対策班
妊孕性温存助成担当

問合せ先

千葉県健康福祉部 疾病対策課 がん対策班
電話：043（223）2402・2686

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書
(温存後生殖補助医療実施医療機関)

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年	月	日
医療機関の所在地		
医療機関の名称		
診療科		
主治医氏名(自署)		

温存後 生殖補助 医療の 対象者 (※2)	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
	患者ア プリ番 号		患者アプリ登録が無い 場合、その理由を記載	
配偶者 (事実婚 を含む)	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名		性別	男 ・ 女
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 における千葉県が指定した温存後生殖補助医療指定医療機関ですか			はい ・ いいえ いiepの場合：都道府県名()	
対象者又はパートナーは、過去に温存後生殖補助医療の助成を受けたことがありますか				
ない ・ ある → 過去 () 回受けた (助成を受けたことがある場合) 助成を受けた都道府県名() 温存後生殖補助医療実施医療機関名()				
治療方法	I	助成対象となる治療は、妊孕性温存療法実施後に実施した次の治療です。 該当する番号に○を付けてください。		生殖補助医療開始日 (年 月 日) 生殖補助医療終了日 (年 月 日) ※上記実施日と同じ場合も記載してください。 備考 ()
		1 凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 2 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 3 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 4 凍結した精子を用いた生殖補助医療		
		Iにおいて、2～4に該当する場合で次に該当する場合は、該当する番号に○をつけてください。		
	II	1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合 2 人工授精を実施する場合 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合		
		他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。(※3)		
	III	他医療機関への依頼 あり ・ なし 院外処方 あり ・ なし 医療機関名() 依頼内容()		
領収金額合計		円(内訳は裏面のとおり)		
備考				

- ※1 妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。
- ※2 妊孕性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

領収金額 内訳証明書

項 目	費 用
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

治療期間
年 月 日～ 年 月 日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- ・ 助成対象となる治療費のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・ 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。
- ・ 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

事実婚関係に関する申立書

____年 ____月 ____日

下記二名については、事実婚関係にあります。

本事業の温存後生殖補助医療の結果、出生した子については認知を行う意向です。

①

住所 _____

氏名 _____

②

住所 _____

氏名 _____

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

千葉県知事 殿

- ※1 妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。
- ※2 薬局の場合は記載不要
- ※3 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

様式第 4 号

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

(公印省略)

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
助成承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊孕性温存療法費の助成について、承認することとし、下記金額を助成することを決定したので通知します。

助成することとした額 金 _____ 円

様式第 5 号

第 号
年 月 日

様

千葉県知事

(公印省略)

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
助成不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊孕性温存療法費の助成について、不承認としたので通知します。

不承認とした理由 ため

第 号
年 月 日

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
指定医療機関指定書

年 月 日付けで申請のあった千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請については、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり指定します。

千葉県知事 印

記

- ☐ 妊孕性温存療法実施医療機関
- ☐ 温存後生殖補助医療実施医療機関

1 指定医療機関の名称

2 所在地

3 指定年月日 年 月 日

様式第 7 号

千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業指定医療機関
変更等届

年 月 日

千葉県知事

様

医療機関の住所

医療機関の名称

代表者氏名

印

下記のとおり $\left(\begin{array}{cc} \text{変更する} & \text{再開する} \\ \text{休止する} & \text{廃止する} \end{array} \right)$ ので、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱第 4 条の規定により届け出ます。

記

- ☐ 妊孕性温存療法実施医療機関
- ☐ 温存後生殖補助医療実施医療機関

1 指定医療機関の名称

2 所在地

3 変更の内容

4 $\left(\begin{array}{cc} \text{変更} & \text{再開} \\ \text{休止} & \text{廃止} \end{array} \right)$ 年月日 年 月 日

5 $\left(\begin{array}{cc} \text{変更} & \text{再開} \\ \text{休止} & \text{廃止} \end{array} \right)$ の理由

(注) 変更等を行う箇所のみ記入すること。